

## 米国デジタル著作権戦争—ハリウッド 対 シリコンバレー

城所 岩生\*

著作権法は作る人、使う人など種々の関係者の権利のバランス上に成り立っている法律である。これまででも便利な使用方法を可能にする新技術の発明時には、必ずそれを普及させようとする新技術開発者とその恩恵に浴そうとする利用者 対 著作権を保護しようとする著作権者の争いが顕在化してきた。しかし、新技術の中でも特に著作権法に大きなインパクトをもたらしたのは、デジタル化とネットワーク化である。複写しても質が劣化しない複写物をインターネットによって瞬時に世界中に送付できるからである。著作権擁護派のハリウッドと新技術普及促進派のシリコンバレーの争いに象徴されるデジタル化、ネットワーク化と著作権法の対応について、本講演で紹介する。

### Digital Copyrights War in the United States – Hollywood v. Silicon Valley

Iwao Kidokoro

Copyrights Law strikes the balance among author, user and other related parties. Whenever new technologies were developed, battles between developers who wanted to spread the technologies, consumers who wanted to enjoy them and copyrights owners who wanted to protect their existing rights took place. Without doubt, digitalization and networking influenced the most to copyrights law because those technologies made it possible to make copies without lowering the quality and to transmit them globally through the internet. This presentation introduces how copyrights law copes with digitalization and networking symbolized by the war between copyrights protectionist represented by Hollywood and new technologies promoters represented by Silicon Valley.

---

\*成蹊大学法学部

Faculty of Law, Seikei University

2004年12月4日 第26回情報処理学会  
電子化知的財産・社会基盤(EIP)研究会招待講演資料

## 米国デジタル著作権戦争 ハリウッド 対 シリコンバレー

成蹊大学教授(米国弁護士)  
城所 岩生

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## 講演内容

- 新技術と著作権法
- デジタル化と著作権法
- ネットワーク化と著作権法
- 今後の見通し

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## 著作権法の法源

- 1788年 合衆国憲法制定  
「著作者及び発明者に対し、それぞれの著作及び発見に対する排他的な権利を一定期間保障することにより、科学及び有用な芸術の進歩を促進するため、著作物の保護に関する立法権限を連邦議会に付与する」(U.S. Const. Art. I § 8(8))
- 1790年 著作権法制定 (17 U.S.C.)

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## レコード & 映画

- White-Smith Music Publishing v. Appollo, 209 U.S. 1 (1908)  
「ピアノロールは作曲家の著作権を侵害しない。」
- Manners v. Morosco, 252 U.S. 317 (1920)  
「無声映画化権はドラマ化権に含まれない。」
- Page v. Fox Film, 83 F.2d 196 (2d Cir. 1936)  
「有声映画化権は無声映画化権に含まれる。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## テレビ & ケーブルテレビ

- Bartsch v. Metro-Goldwin-Mayer, 391 F.2d 150 (2d Cir. 1968)  
「テレビ放送権は映画化権に含まれるので、著作権侵害にならない。」
- Fortnightly v. United Artists Television, 392 U.S. 390 (1968)  
「ケーブルテレビ放送権はテレビ放送権に含まれる。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## ビデオ

- Rooney v. Columbia Pictures, 538 F.Supp 211 (S.D.N.Y. 1982), aff'd 714 F.2d 117 (2d Cir. 1982)  
「ビデオ化権は映画化権に含まれる。」
- Bourne v. Walt Disney, 68 F.2d 851 (9th Cir. 1988)  
「ビデオ化権は映画化権に含まれない。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## VTR

- 公正使用: 17 U.S.C. § 107  
「批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物の公正使用は、著作権の侵害とならない。」
- Sony v. Universal City Studios, 464 U.S. 417 (1984)  
「テレビ番組の録画はタイム・シフティングのため公正使用にあたるので、VTRの販売は著作権の寄与侵害にはならない。」

(c) IWAOKIDOKORO 2004

## 知的財産立国とデジタル化への対応

- 1985年 産業競争力委員会報告書(ヤングリポート)
- 1993年 全米情報基盤対策本部情報政策委員会が知的財産に関する作業部会を設立
- 1994年 作業部会が中間報告書(グリーンペーパー)を発表
- 1995年 作業部会が最終報告書(ホワイトペーパー)を発表

(c) IWAOKIDOKORO 2004

## 家庭内録音法

17 U.S.C. § 1001 et. Seq. (1992)

- 私的なコピーは著作権侵害の対象にならない。
- デジタル録音・録画機器のメーカーに使用料の支払いを義務づける。
- 機器にはシリアル著作権管理システム装着を義務づける。

(c) IWAOKIDOKORO 2004

## 音声録音におけるデジタル実演権法

17 U.S.C. § 1001 to 1010 et. sec. (1995)

- デジタル音声伝送に音声録音実演権を付与した。
- 放送業者は音声録音の著作権保有者に著作権使用料を支払う。
- 著作権保有者は希望者全員に同一条件で使用許諾する(強制許諾)。

(c) IWAOKIDOKORO 2004

## MP3

Recording Industry Ass'n of America v.  
Diamond Multimedia, 180 F.3d 1072, 9<sup>th</sup> Cir.  
1999)

「コンピュータのハードディスクから音楽ファイルをスペース・シフティングするだけの録音再生機器 Rio は、『デジタル録音装置』に該当せず、家庭内録音法に定める『シリアル著作権管理システム』を組み込む必要はない。」

(c) IWAOKIDOKORO 2004

## 記事のデータベース化

・集合著作権: 17 U.S.C. § 201(c)

「集合著作物の各個の寄与物に対する著作権は、集合著作物全体に対する著作権とは別個のものであり、当該寄与物の著作者に原始的に帰属する。……集合著作物の著作権者は、その特定の集合著作物、その改訂版および同一の双書における以後の集合著作物の一部として当該寄与物を複製したまたは颁布する権限のみを取得したものと推定する。」

・New York Times v. Tasini, 121 S.Ct. 2381 (2001)

「記事のデータベース化は集合著作物の改訂の範囲を超えるため、原著者の著作権を侵害する。」

(c) IWAOKIDOKORO 2004

## 雑誌のCD-ROM化

Greenberg v. National Geographic Society, 244 F.3d 1267 (11th Cir. 2001)

「雑誌のCD-ROM化は集合著作物の改訂の範ちゆうを超えるため、写真家の著作権を侵害する。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## 電子ブック

Random House v. Rosetta Books, 150 F. Supp. 2d 613 (S.D.N.Y. 2001)

「印刷物を出版する権利に『電子ブック』を出版する権利は含まれない。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## デジタル・ミレニアム 著作権法(DMCA)

17 U.S.C. § 1201 et. seq. (1998)

- WIPO新条約(著作権条約と実演・レコード条約)の国内法化
- 違法コピー防止装置や技術の回避行為禁止
- サービス・プロバイダーの著作権侵害免責

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## DMCAと公正使用

Kelly v. Arriba

- 地裁判決 「画像サーチ・エンジンによる画像の表示は公正使用にあたる。」 77 F. Supp. 2d 1116 (C.D. Cal. 1999)
- 控裁判決 「縮小画像の表示は公正使用にあたるが、拡大・高精細画像を表示することは写真家の著作権を侵害する。」 280 F.3d 934 (9th Cir. 2002)

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## DMCAと表現の自由

Universal City Studios v. Corley, 273 F.3d 429 (2d Cir. 2001)

- DVDスクランブル技術(CSS)を解除するソフト(DeCSS)の内容をネット上で公表したため、DMCA違反を問われた係争
- 「コンピュータのオブジェクト・コードは表現の自由で保護された表現だが、DMCAがその表現を違憲となるほど厳しく制約したとはいえない。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## DMCAと表現の自由(2)

DVD Copy Control Association Inc., v. Bunner (10 Cal. Rptr. 3d 185)

- DVD Copy Control Association Inc. (DVDCCA) の開発したDVDスクランブル技術(CSS)を解除するソフト(DeCSS)の内容をBunnerがネット上で公表したため、DVDCCAは営業秘密の侵害を主張したが、Bunnerが表現の自由を根拠に反論した係争
- 「DeCSSが広く流通していく、営業秘密性を喪失しているため、これを差し止めることによる利益よりも表現の自由を制約する不利益の方が大きい。」

(c) IWAO KIDOKORO (2004)

## D MCAと複製防止機能の回避

US v. Elcomsoft, 203 F. Supp. 2d 1111 (N.D. Cal. 2002)

- ・ DMCA違反で初の刑事訴追を受けたロシア人プログラマーの雇用主に対する民事訴訟
- ・ 「電子書籍複製防止機能を回避するソフトを開発したロシアのソフトハウスには、違反する意図はなかったため、DMCA違反にはあたらない。」

(c) IWAQ KIDOKORO 2004

## D MCAと複製防止機能の回避(2)

Lexmark v. Static Control Components Inc.

- ・ Lexmarkは自社ブランドのプリンターにしか使用できないようなチップを埋め込んだカートリッジを開発、StaticはLexmark製プリンターでトナーカートリッジを再利用できるチップを開発した。
- ・ LexmarkはStaticのプログラムは、複製防止機能の回避にあたりDMCAに違反するとして訴えた。
- ・ 地裁はStaticのチップ販売を禁じる仮差し止め命令を出した(253 F.Supp. 2d 943 (E.D. Ky. 2003))しかし、控裁はこれを覆し、Staticのチップ販売継続を認めた(2004 U.S. App. LWXIS 22250 (6th Cir. 2004))。

(c) IWAQ KIDOKORO 2004

## DMCAと複製防止機能の回避(3)

Chamberlain Group, Inc. v. Skylink Technologies, Inc.

- ・ Skylinkがどんなガレージ扉の開閉装置とも互換性のある汎用リモコンを開発したため、Chamberlainが自社の開閉装置のみにしか作動できないようにしたプログラムを回避したとしてDMCA違反で訴えた。
- ・ 地裁は「DMCA侵害が成立するためには、著作権で保護された作品に対する未承認のアクセスが必要」として Chamberlainの主張を退け(292 F. Supp. 2d 1040 (N.D. Ill. 2003))、控裁もこれを支持した(381 F.3d 1178 (Fed. Cir. 2004))。

(c) IWAQ KIDOKORO 2004

## DMCAとISP

RIAA v. Verizon Internet Services Inc., 351 F.3d 1229 (D.C. Cir. 2003)

- 「違法にファイル交換している容疑者の身元開示をISPに義務づけたDMCAの条項は、自社のサーバーに著作物を蓄積したISPに適用されるもので、取り次いだだけのISPには適用されない。」

(c) IWAQ KIDOKORO 2004

## P2P

A&M Records v. Napster, 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)

- ・ 「サンプリング(試聴)は公正使用ではない。」
- ・ 「多くの人が使用可能なため、スペース・シフティングにもあたらない。」
- ・ 「利用者による直接著作権侵害を黙認していたため、寄与侵害にあたる。」
- ・ 「利用者による著作権侵害を監督する権限と能力を有しているため、代位責任も免れない。」

(c) IWAQ KIDOKORO 2004

## 純粋P2P

MGM Studios, Inc. v. Grokster Ltd., 380 F.3d 1154 (9th Cir. 2004)

- ・ 「ソフトウェアに著作権を侵害しない使用方法がかなりある以上、寄与侵害の責任を負わせることはできない。」
- ・ 「被告にはユーザーの著作権侵害行為を監視する能力がないため、代位侵害責任を負わせることもできない。」

(c) IWAQ KIDOKORO 2004

## 純粋P2P(2)

In re Aimster Copyright Litigation, 334 F.3d 643 (7th Cir. 2003)

「寄与侵害の要件である他人の侵害についての現実的認識を暗号化技術によって意図的に回避しているような場合は、現実的認識がある場合と同視できる」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## 著作権期間の20年延長

Eldred v. Ashcroft, 123 S.Ct. 769 (2003)

「著作権の期間を20年延長した1998年の著作権法改正は、悪法だが違憲とはいえない。」

「表現の自由の侵害にもあたらない。」

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## SCOの対リナックス訴訟

- SCO: 汎用基本ソフトUNIXの元締めの中堅ソフト会社(ユタ州)
- 2003年3月: IBMをUNIX技術の不正流用で提訴
- 2004年3月: ダイムラー・クライスラーなどのリナックスのユーザーを提訴

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## 第108議会の著作権関連法案

- デジタルメディア消費者権利法 (H.R. 107)  
・著作権法に以下の修正を加える。  
- 著作権管理技術の研究目的であれば、  
迂回防止装置の回避にあたらない。  
- 著作権を侵害しない利用が可能な機器  
の製造・販売は著作権を侵害しない。

(c) IWAO KIDOKORO 2004

## 第108議会の著作権関連法案(2)

- 違法コピー抑止・教育法 (H.R. 2517)
  - 違法ファイル交換に対する罰則強化
- 著作権侵害に対するFBIの権限強化
  - 2004年9月に下院を通過
- 著作権侵害誘因法 (S. 2560)
  - 意図的に著作権侵害を誘因する者は、著作権侵害者としての責任を負う。

(c) IWAO KIDOKORO 2004

ご静聴ありがとうございました。

成蹊大学教授(米国弁護士)

城所 岩生

kidokoro@law.seikei.ac.jp